

[事案 26-10] 契約無効等請求

・平成 26 年 4 月 23 日 不受理決定

<事案の概要>

昭和 55 年 3 月、配偶者が、勝手に申立人を契約者として個人年金保険を契約したが、契約者に無断で保険料が引き去られていたことを理由に、契約の無効、もしくは、今後、申立人が指定する口座に年金を振り込むことを求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 6 号・9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

1. 本申立てについては、契約手続への申立人の承諾の有無が重要な争点であると考えられる。しかしながら、この点について明らかにするためには、申立人、募集人に加え第三者である申立人配偶者（別居中）の事情聴取等を行う必要があるが、当審査会は裁判外紛争解決機関であるため、第三者の証人尋問を求める権限はなく、当事者の反対尋問の機会等の手続きもないこと、既に契約日から 30 年以上が経過していることから、当審査会において事実関係を明らかにすることは著しく困難と言わざるを得ない。
2. さらに、証拠として提出された契約申込書の筆跡が誰のものであるかを明らかにするには、申立人および申立人配偶者の筆跡や印影についての鑑定を行う必要があるが、当審査会には、鑑定手続は備わっていない。また、申立人配偶者は、平成 16 年から、本契約における年金を受取中であり、仮に本申立てが認められた場合には、今後の年金受給権を失うのみならず、保険会社から既に支払われた年金の返還を求められる立場にあることから、裁定の結果に重大な利害関係を有しているが、当審査会においては、申立人以外の方の権利を手続的に保障する制度がない。